

<紹介受診重点医療機関とは？>

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るために新たに位置付けられた医療機関の類型。
- 患者は、まず地域の「**かかりつけ医機能を担う医療機関**」を受診し、必要に応じて**紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診**。状態が落ち着いたら逆紹介を受けて、地域に戻る受診の流れを明確化する。
- 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与することが期待される。

かかりつけ医機能を担う医療機関



紹介受診重点医療機関



<R5の動き>

- 国のR4外来機能報告の結果及び各医療機関の意向に基づき、地域医療構想調整会議で協議を実施。
- 協議の結果、県ホームページで**9 医療機関を紹介受診重点医療機関として公表**。

紹介受診重点医療機関リスト

令和6年3月1日

No	都道府県番号	都道府県名	医療機関名称	医療機関住所	電話番号	公表日	廃止日	保険医療機関コード*	一般病床数 200床以上*	備考
1	3	岩手県	岩手県立磐井病院	一関市狐禅寺字大平17番地	0191-23-3452	令和5年9月1日		0310911458	○	
2	3	岩手県	岩手県立中部病院	北上市村崎野17地割10番地	0197-71-1511	令和5年9月1日		0310611546	○	
3	3	岩手県	社団医療法人啓愛会 孝仁病院	盛岡市中太田泉田28番地	019-656-2888	令和5年10月1日		0310116389		
4	3	岩手県	岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町医大通二丁目1番1号	019-651-5111	令和5年10月1日		0312211212	○	
5	3	岩手県	岩手県立中央病院	盛岡市上田一丁目4番1号	019-653-1151	令和5年10月1日		0310113311	○	
6	3	岩手県	岩手県立胆沢病院	奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地	0197-24-4121	令和5年10月1日		0311510424	○	
7	3	岩手県	岩手県立宮古病院	宮古市崎銀ヶ崎第1地割11番地26	0193-62-4011	令和5年10月1日		0310210588	○	
8	3	岩手県	盛岡赤十字病院	盛岡市三本柳6地割1番地1	019-637-3111	令和6年1月1日		0310114137	○	
9	3	岩手県	社会福祉法人恩賜財団済生会 北上済生会病院	北上市九年橋三丁目15番33号	0197-64-7722	令和6年3月1日		0310611827	○	

<R6の動き>

- 紹介受診重点医療機関は、医療機関の意向や基準の充足状況が前年度と変わらない場合であっても、毎年度協議の場で議論する必要があることから、**R5外来機能報告の結果をもとに地域医療構想調整会議で協議を行うこと。**

■外来機能報告の概要

- R5外来機能報告から気仙構想区域の医療機関を抽出したもの

番号	医療機関名	構想区域	紹介受診重点医療機関指定の意向	医療資源重点活用外来基準※1			基準未達の場合の活用水準※2			前年度からの継続
				合致状況	重点外来/ 初診	重点外来/ 再診	合致状況	紹介率	逆紹介率	
1	希望ヶ丘病院	気仙	×	×	0.0%	0.0%	×	47.8%	6.3%	×
2	医療法人勝久会 松原クリニック	気仙	×	×	0.0%	0.0%	×	36.6%	0.0%	×
3	岩手県立大船渡病院	気仙	×	×	27.3%	20.8%	×	30.0%	33.4%	×
4	岩手県立高田病院	気仙	×	○	46.4%	73.9%	×	2.1%	10.1%	×
5	医療法人勝久会 地ノ森クリニック	気仙	×	×	6.3%	97.4%	×	0.0%	100.0%	×
6	岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター	気仙	×	×	10.9%	3.6%	×	0.0%	0.0%	×

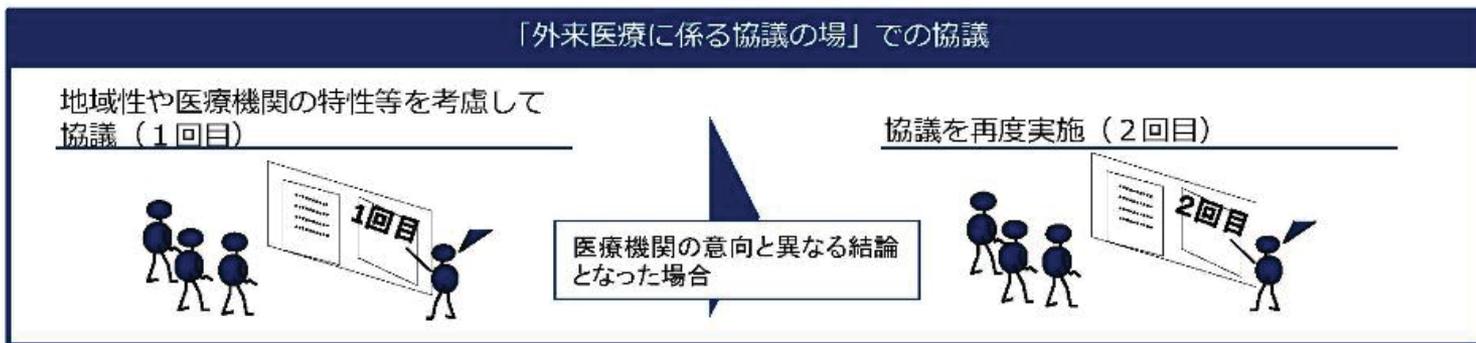
※1 医療資源重点活用外来基準（医療資源を重点的に活用する外来に関する基準）⇒重点外来の初診に占める割合：40%以上、再診に占める割合：25%以上

※2 基準未達の場合の活用水準（未達かつ意向がある場合は本数値を活用して協議を行う水準）⇒患者の紹介率：50%以上、逆紹介率：40%以上

外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

別紙

		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	1 紹介受診重点医療機関 * 「外来医療に係る協議の場」での確認	2 「外来医療に係る協議の場」での協議
	満たさない	3 「外来医療に係る協議の場」での協議	—



【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 1** 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
 - ・ 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 2** 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
 - ・ 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 3** 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
 - ・ 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

協議フローについて



*1 紹介受診重点外来の基準：
 ・初診基準：40%以上（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 ・再診基準：25%以上（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 *2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。
 *3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

（参考）「外来機能報告等に関するガイドライン」